

気象警報等発表時の登下校及び授業（考査）の実施について

【授業について】

- 1 午前7時現在、田辺市田辺・上富田町・白浜町のいずれかに、何らかの「特別警報」か「津波警報」や「暴風警報」、「大雨警報」が発表されているときは、登校せずに自宅で待機し、必要に応じて「命を守る」適切な行動をとること。

登校後に「特別警報」か「津波警報」や「暴風警報」、「大雨警報」が発表されたときは、状況を判断し、学校待機や下校等の措置を行う。

注意① 「特別警報」とは、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、大津波、火山噴火、地震等によりこれまでにない危機的な災害が予測される場合に発表される警報。

注意② 田辺市田辺・上富田町・白浜町に上記の警報が発表されていないときでも、自宅の属する地域に上記の警報が発表されているときや上記以外の警報等が発表されていて登校に危険があると判断した場合、あるいは公共交通機関が運休していたり、通学路が浸水・土砂崩れ等により不通となっていたりして登校が困難と思われる場合は、その旨を学校または担任に連絡して、自宅で待機すること。

- 2 「特別警報」、「津波警報」、「暴風警報」、「大雨警報」が午前10時までに解除されない場合は、臨時休校とする。
- 3 「特別警報」、「津波警報」、「暴風警報」、「大雨警報」が午前10時までに解除された場合は、安全に十分留意して登校すること。
 - (1) 午前8時までに上記の警報が解除された場合は、3限目より授業を行う（15分前からSHRを実施）。
 - (2) 午前10時までに上記の警報が解除された場合は、5限目より授業を行う（15分前からSHRを実施）。

【考査について】

- 1 午前7時現在、田辺市田辺・上富田町・白浜町のいずれかに、何らかの「特別警報」か「津波警報」や「暴風警報」、「大雨警報」が発表されているときは、臨時休校とする。
- 2 その日の考査は、考査最終日の翌日以降に実施する。

【南海トラフ地震臨時情報について】

- 1 南海トラフ地震臨時情報（**巨大地震警戒**）が発令された場合、原則1週間は休校とする。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（**巨大地震注意**）が発令されている場合、生徒は後発地震に十分警戒しつつ、安全を確保しながら登校する。